

新潟県病院局管理規程第14号

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年5月29日

新潟県病院事業管理者 若 月 道 秀

新潟県病院局財務規程の一部を改正する規程

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(6)の2 地域機関 新潟県病院局組織規程第2章の2に規定するものをいう。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>（報告セグメントの区分）</p> <p>第161条の6 報告セグメントの区分は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) (略)</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) (略)</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p><u>(13) (略)</u></p> <p><u>(14) (略)</u></p> <p>（施設の規定の準用）</p> <p>第231条の2 <u>第3条第2項及び第4項、第4条、第6条第1項から第4項まで、第7条、第8条第1項、第14条、第18条、第19条第1項、第23条、第32条、第60条第1項、第73条、第75条第2項、第103条第1項、第104条、第105条、第120条第2項、第121条第1項及び第2項、第133条から第135条まで、第136条第1項及び第2項、第137条、第139条第2号、第140条、第144条第3項、第149条第1項、第152条、第159条、第162条第1項、第165条、第166条第3項、第167条、第168条、第169条第1項、第175条、第176条第3項、第184条第1項、第215条の2第1項第1号並びに第224条第1項第1号の規定は、地域機関における予算執行権限等について準用す</u></p>	<p>（用語の定義）</p> <p>第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>（報告セグメントの区分）</p> <p>第161条の6 報告セグメントの区分は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 六日町病院</u></p> <p><u>(8) (略)</u></p> <p><u>(9) (略)</u></p> <p><u>(10) 小出病院</u></p> <p><u>(11) (略)</u></p> <p><u>(12) (略)</u></p> <p><u>(13) (略)</u></p> <p><u>(14) (略)</u></p> <p><u>(15) (略)</u></p> <p><u>(16) (略)</u></p>

る。この場合において、これらの規定（第3条第4項を除く。）中「院長」とあるのは「所長」と、「施設」とあるのは「地域機関」と、「事務長」とあるのは「所長」と、「事務長補佐」とあるのは「次長」と、「薬剤部長」とあるのは「地域機関の会計事務を担当する課長」と、「給食事務」とあるのは「会計事務」と、第3条第4項中「院長」とあるのは「所長」と、「それぞれ事務長又は事務長補佐」とあるのは「地域機関の次長」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成27年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第161条の6の規定は、平成28年度の事業年度から適用し、平成27年度以前の事業年度については、なお従前の例による。